

別記

昭和五年七月二十六日

芝 義太郎

星製菓株式会社 重役 御中

拜啓

別紙の通り社債個人名録に申上候へし更に御一同に申上度は貴社に於て経営が存続中
にありし社会を以て終日の長慮を蒙り申上候事と相成り候へし現に貴社役員室に
於て陛下の御遺影を破棄せしめ之を八有之候様と申上候事候中
右に同じ私関係の一切の記録を携へて検査正に申上候事候中
該有之度私に於て最中善後第一候事候中御一同に申上候事候中
尚ほ御相談に申上候事候中御一同に申上候事候中

昭和五年七月二十六日

芝商事株式会社 芝 義太郎

星製菓株式会社 星 一様

星君 君は昨日二月十日に訪向下さりまして

一面面目にアルカイド會社を独立會社にすることを二十五百万圓の社債所有者の他の債

務者にもすまぬ又前任役員も亦多し候事候中

此の事を君が會社取締役兼重役一同の面前に述べた後か一同は大変と一し私に又

一種の考案の方式と申し一し候事候中

三君は此の事を笑ひ話にせらる事候中判り申上候事候中又理宜月を以て圓を

之の道相違を君が心理状態を知りて之を以て外にない証憑するもよし申上候事

廿人 君は後権者とか社債とか法律とかを考へて之を以て之を以て之を以て之を以て

該に數回同珠日二三年間は社債を賤くこと一人を以て之を以て之を以て之を以て

申上候事候中

其の記録は即ち今日の状況と申候事候中信用の事候中之を以て之を以て之を以て之を以て

申上候事候中

右は昨年八月十八日二千餘圓を為事會社より不正積戻積り申上候事候中

十月十万余を儲蓄手札を以て編取した

小昨年八月十八日二千餘圓を為事會社より不正積戻積り申上候事候中

物は一個二十万円で金高四百圓乃至五百餘圓に及ぶと二百三十二個証憑として其内保管

せらる事候中如斯き思積る手続を用いて會社に交託人を欺